

教員組織

第1に教育職員は、キリスト教的世界観に基づく本学設立の目的及び使命に協力し、人格、識見、経歴及び教授並びに研究能力、教育上の業績、学会活動等において、大学教育職員として十分な素質を備えるものでなければならない。

選考規程は、大学における教育を担当するに相応しい教育上の能力を有する者であることを明記している。また、教授、准教授及び専任講師については、博士の学位を有するか、それに準じる研究上の業績を有するものであることも規定しており、専攻分野において、優れた知識と経験を有するものであることを定めている。近年必要とされる実務経験者の導入を実施している。

第2に、教員組織では、大学設置基準上必要な教員数を確保することはもとより、専任教員1人当たりの在籍学生数や教員の年齢構成上のバランス等にも考慮して編成している。

第3に、学科の教育に関する権限と責任は、学科に帰属するものとして運営されている。学科の縦割り体制を超えて所管する者は教務委員会及び大学改革運営会議において審議されている。教育研究に関するそれは、教員個人に帰属するものとして運営されている。

適切な教員構成を維持するために教員の新規採用に当たっては学科会議において専攻分野、担当予定授業科目、年齢層、職名、募集方法及び募集期間などの採用人事計画を検討し、原則として採用予定前年度の5月末日以前に学長に申し出る。学長は人事委員会を招集し、全学的見地から人事計画を調整・検討する。

また急を要する場合又は教員全般の構成を考慮して大学改革運営会議において学科会議に代わり人事計画を作成する場合がある。この際、40歳以下の教員及び半数以上の女性教員にも着意するようになっている。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化を図るため、大学設置基準上必要な教員数を確保するとともに、年齢構成上のバランス等を考慮して編成している。教育研究に関する諸権限と責任は教員個人ではなく学科に帰属するものとして運営されている。できる限り学科の縦割り体制を越えて各委員会によって保たれ、教育研究に係る責任の所在は明確化されている。

教員組織の編成にあたり、学生一人ひとりにきめ細やかな指導ができるよう、配慮している。現在、在籍学生数384名に対し、教員数21名で、教員1名あたりの在籍学生数は18.3名と、極めて高い数字となっている。(2020年5月1日現在)

専任・兼任の割合は、269の授業中专任が担当しているのは、139.5で約51.9%である。共通科目では授業数63のうち、専任担当が19で、30.2%、英語観光学科の専門科目では授業数98のうち、専任担当が54.9で56.0%、心理こども学科の専門科目では授業数99のうち、専任担当が59.1で59.7%である。(2020年度)